



令和4年2月9日

# タブレットパソコンの使い方（3・4年用）

会津若松市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットパソコンを上手に使うことが大切です。タブレットパソコンは、みなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、教育委員会では、「タブレットパソコンの使い方」を定めました。市内全校の児童生徒のみなさんでこの使い方を守り、タブレットパソコンを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

## 1 目的

学校で貸し出すタブレットパソコンは、学習のために使うことが目的です。  
学習以外の目的では使いません。



## 2 使い方

- (1) 先生の言うことをよく聞いてから使ったり、持ち帰ったりします。  
先生の許可がないのに、勝手に家に持ち帰ってはいけません。
- (2) 学校と家庭以外では使いません。（こどもクラブでは使いません。）
- (3) 登下校中は、タブレットパソコンをカバンから出しません。
- (4) なくしたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分気をつけます。
- (5) タブレットパソコンを持ったまま走ったり、床や地面に置いたりしません。
- (6) 日光が直接当たる場所や、ストーブ（エアコン）の近くなどには置きません。
- (7) えんぴつやペンでさわったり、落書きしたり、磁石を近づけたりなどしません。
- (8) 画面とキーボードの間に物をはさんで閉じないように気をつけます。（画面がこわれます。）

### 【アカウント と パスワード】

- (9) aibe アカウント (@aibe.ed.jp) は、先生が許可したこと以外には使いません。
- (10) パスワードは、絶対にほかの人に教えません。（学校を卒業するまで使います。）

## 3 学校で使うときに気をつけること

- (1) 休み時間や放課後も、先生が許可したこと以外には使いません。
- (2) 使い終わったら電源を切り、先生の言うとおりに、キャビネットに片づけます。

## 4 家庭で使うときに気をつけること

- (1) 家庭でも学習以外の目的には使いません。
- (2) 使う時間は家の人とよく話し合って、長い時間は使いません。ときどき休けいしながら使います。
- (3) 寝る1時間前からは、タブレットパソコンを使わないようにします。
- (4) 使い終わったら電源を切り、家の人の目の届くところに置いておきます。

うら面もあります。

## 5 健康のために

- (1) タブレットパソコンを使うときは、正しい姿勢で画面から目を30cm以上離して見ます。
- (2) 20～30分に1回、20秒以上、6m以上離れたところを見るなど、ときどき目や体を休めます。

## 6 安全な使用・個人情報

- (1) 学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしません。インターネットには制限がかけられていて接続記録が残ります。もしも、あやしい画面になったときは、すぐに先生や家の人に知らせます。
- (2) 自分のタブレットパソコンをほかの人に貸したり、使わせたりしません。
- (3) 自分やほかの人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は、インターネット上に絶対書き込みません。
- (4) 相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを、絶対に書きこみません。
- (5) 学校で、写真や動画を撮るときには、先生が許可したときだけ使います。  
家庭で、写真や動画を撮るときには、先生から宿題として出されたときに使うこととし、撮って良いかどうかを家の人に確認します。  
どんなときでも、カメラでだれかを撮るときは、勝手に撮らず必ず相手の許可をもらいます。
- (6) 撮影した写真や動画は、決してインターネットの掲示板やSNSなどに上げません。

## 7 データの保存

- (1) インターネット上の写真や動画などは、先生が許可したものだけ使ったり、保存したりします。
- (2) 自分がタブレットパソコンで作ったデータや、インターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、自分のグーグルドライブに保存します。

## 8 設定の変更

- (1) タブレットパソコンのアイコンの並び方や位置、背景の画像や色などの設定を、勝手に変えません。

## 9 こわれたり、なくしたりしたとき

- (1) 学校で、タブレットパソコンやインターネットが使えなくなったとき、なくしたり、こわれたりしたときは、すぐに先生に知らせます。
- (2) 家庭で、なくしたり、こわれたりしたときは、家の人に頼んで下のところに電話します。

〇〇〇〇学校 電話番号 99-9999（土日・祝日を除く。対応できる時間は8:15～16:45）  
※連絡できなかったときは、次の日か学校に行った日に、すぐに先生に知らせます。

※ わざとこわした場合など、理由によっては修理代等を負担していただくことがあります。

## 10 使用の制限

「タブレットパソコンの使い方」を守れないときや、学校で決めたまわりを守れないときは、タブレットパソコンを使うことができなくなります。